

各位

会社名 スター・マイカ株式会社 代表者名 代表取締役社長 水永 政志 (コード 3230 東証第一部) 問合せ先 経営管理部長 相澤 貴純 T E L 03-5776-2785 U R L http://www.starmica.co.jp/

# 株式交換による持株会社体制への移行および 持株会社体制移行後のグループ再編(吸収分割)に関するお知らせ

当社は、本日、当社取締役会において、2019年6月1日を効力発生日として、スター・マイカ・ホールディングス株式会社(本日付で株式会社オフィス扇より商号変更。以下「スター・マイカ・ホールディングス」または「持株会社」といいます)を株式交換完全親会社、当社を株式交換完全子会社とする株式交換(以下「本株式交換」といいます)を実施し、持株会社体制に移行することを決議し、スター・マイカ・ホールディングスとの間で株式交換契約(以下「本株式交換契約」といいます)を締結いたしましたので、お知らせいたします。

本株式交換は、2019年2月26日に開催予定の当社定時株主総会での承認を前提としており、本株式交換の 実施により当社株式は上場廃止となりますが、当社の株主の皆様に新たに交付されるスター・マイカ・ホール ディングス株式につきましては、スター・マイカ・ホールディングスがテクニカル上場を申請し、2019年6 月1日に上場することを予定しておりますので、実質的に株式の上場を維持する方針です。

なお、スター・マイカ・ホールディングスにおいても、2019年2月26日付の臨時株主総会の決議において 本株式交換契約の締結について承認を受ける予定です。

また、本日、当社取締役会において、本株式交換の効力発生を条件として、当社および本株式交換後当社の 完全親会社となるスター・マイカ・ホールディングスとの間での会社分割(吸収分割)(以下「本吸収分割」 といいます)を実施することをあわせて決議し、スター・マイカ・ホールディングスとの間で吸収分割契約 (以下「本吸収分割契約」といいます)を締結いたしましたので、お知らせいたします。

なお、当社およびスター・マイカ・ホールディングスはいずれも、2019 年 2 月 26 日付の株主総会の決議において本吸収分割契約の締結について承認を受ける予定です。

### I 持株会社体制への移行の背景および目的

当社グループでは、これまでリノベーションマンションの企画・販売事業を軸に、不動産仲介、不動産投資コンサルティング、不動産賃貸管理、不動産運用マネジメント、金融コンサルティング等の様々な周辺事業に取り組み、その結果、他社との差別化されたビジネスモデルを確立しております。

一方で、国内人口の減少といった社会課題に加え、新築マンションの価格高騰、リノベーションマンション へのニーズの多様化、不動産テックの台頭等の当社グループを取り巻く事業環境は大きな変局を迎えると認識 しております。

今般、当社は、このような環境変化を踏まえ、当社の独自性の高いリノベマンション事業の継続的な発展、 既存のビジネスを含む周辺事業の拡充による成長の加速、さらには将来的な投資対象の多様化への対応といっ た今後のグループの成長戦略を柔軟かつ機動的に実行することを可能とする体制の構築を図るとともに、これ らの成長戦略を支えるべく、以下の2点を目的として持株会社体制への移行を決定いたしました。

### ① グループ戦略立案機能の強化と各事業子会社への権限移譲

グループの各事業子会社に権限と責任を委譲することにより、環境変化に迅速な対応を行い、最適な業務の 執行を目指します。すなわち、持株会社においてはグループ視点にたった継続的な成長戦略の立案とそれに基 づく経営資源の配分の決定の機能を中心とする一方、各事業子会社においては、持株会社主導のもとで権限移 譲を進め、事業属性に応じた人事体系の構築といった柔軟な組織運営や移譲された権限と責任の範囲内におい て積極的な投資判断を行う仕組みを構築いたします。

### ② グループ経営管理機能の高度化

グループの各事業子会社に対する責任と権限の委譲により各社の専門性・自律性をより高める一方、経営の 監督と執行の分離を図り、持株会社はグループの監督に注力いたします。また、持株会社は、グループの持続 的な企業価値向上に向けた成長戦略の下、グループ全体の組織運営や権限配分等を適時適切にコントロールす ることを通じ、グループ経営管理機能の高度化を図って参ります。

持株会社体制への移行方法については、株式交換のほか、株式移転や会社分割等の手法も含めて慎重に協議・検討いたしました。

当社の筆頭株主のスター・マイカ・ホールディングスは、当社創業者であり代表取締役である水永政志の財産管理会社です。創業者によるスター・マイカ・ホールディングスを通じた当社株式の間接保有は、当社の経営の安定および株主構成の安定性確保に寄与してきたと考えておりますが、持株会社体制への移行の手段としてスター・マイカ・ホールディングスを株式交換完全親会社とする株式交換を利用する場合、創業者による持株会社株式の直接保有となるため、持株会社の株主構成の透明性が向上し、当社のガバナンスに対する株主の皆様の理解がより一層深まるものと考えております。さらに、株式交換を利用する場合、完全親会社となる持株会社を新たに設立する必要が無いことから、迅速かつ機動的に持株会社体制に移行できると考えております。一方、株式移転を利用する場合、創業者による持株会社株式の間接保有が継続するため、株主構成の透明性の向上を図ることができないこと、また、会社分割を利用する場合、株式移転による場合と同様に、当社創業者による持株会社株式の間接保有が継続すること、また、当社の事業や資産等を当社の子会社に移転する手続や許認可の再取得等の煩雑な手続が必要になる等、当社の事業への影響が生じる可能性があると考えております。以上の理由により、持株会社への移行方法については、スター・マイカ・ホールディングスを株式交換完全親会社、当社を株式交換完全子会社とする株式交換が最善の手法であると判断いたしました。

本株式交換の効力発生後、本吸収分割により当社の子会社であるスター・マイカ・レジデンス株式会社、スター・マイカ・アセットマネジメント株式会社、スター・マイカ・プロパティ株式会社、スター・マイカ・アセット・パートナーズ株式会社、SMAiT 株式会社(以下、併せて「当社子会社」といいます)の株式を含む当社のグループ管理部門をスター・マイカ・ホールディングスに移管することで、スター・マイカ・ホールディングス傘下で当社および当社子会社が並列の体制となり、スター・マイカ・ホールディングスにグループ戦略立案機能およびグループ経営管理機能を構築いたします。

### Ⅱ 本株式交換について

### 1. 本株式交換の要旨

### (1) 本株式交換の日程

取締役会決議日(両社)	2018年11月1日 (木)
株式交換契約書締結日 (両社)	2018年11月1日 (木)
臨 時 株 主 総 会 決 議 日 (スター・マイカ・ホールディングス)	2019年2月26日 (火) (予定)
定時株主総会決議日(当社)	2019年2月26日 (火) (予定)
株式売買最終日(当社)	2019年5月28日 (火) (予定)
上 場 廃 止 日(当社)	2019年5月29日 (水) (予定)
株式交換実施予定日 (効力発生日)	2019年6月1日 (土) (予定)
上 場 予 定 日 (スター・マイカ・ホールディングス)	2019年6月1日 (土) (予定)

### (2) 本株式交換の方式

スター・マイカ・ホールディングスを株式交換完全親会社、当社を株式交換完全子会社とする株式交換です。本株式交換は、スター・マイカ・ホールディングスおよび当社の双方ともに、2019年2月26日に 開催予定の株主総会の決議により、本株式交換契約の承認を受けた上で行う予定です。

## (3) 本株式交換に係る割当ての内容

	スター・マイカ・ホールディ ングス株式会社 (株式交換完全親会社)	スター・マイカ株式会社 (株式交換完全子会社)	
本株式交換に係る 割当比率	1	1	
本株式交換により 交付する新株式数	普通株式: 15, 254, 656 株 (予定)		

## (注1) スター・マイカ・ホールディングスにおける発行済株式数の変更

スター・マイカ・ホールディングスは、2018 年 11 月 16 日を効力発生日として、普通株式 1 株を 148.7 株の割合にて分割する株式分割を行い、発行済株式数が 20,000 株から 2,974,000 株に変更される予定です。上表の株式交換比率(以下「本株式交換比率」といいます) は当該株式分割実施後のスター・マイカ・ホールディングスの発行済株式数(2,974,000 株)を前提とするものです。

### (注2) 本株式交換における株式の割当比率

本株式交換においては、当社普通株式1株に対して、スター・マイカ・ホールディングスの 普通株式1株を割当て交付いたします。ただし、スター・マイカ・ホールディングスが保有 する当社普通株式2,974,000株については、本株式交換による株式の割当ては行いません。

### (注3) 本株式交換により交付する株式数等

スター・マイカ・ホールディングスは本株式交換により、スター・マイカ・ホールディングスが当社の発行済株式(ただし、スター・マイカ・ホールディングスが保有する当社株式を除きます。)の全部を取得する直前時における当社の株主(ただし、スター・マイカ・ホールディングスを除きます。)に対して、スター・マイカ・ホールディングスを除きます。)に対して、スター・マイカ・ホールディングス普通株式15,254,656株を割当て交付する予定です。なお、当社は、効力発生の前日までに開催する取締役会の決議により、効力発生日における、本株式交換に係るスター・マイカ・ホールディングスの普通株式の割当ておよび交付がなされる直前の時点(本株式交換に関して行使される会社法第785条第1項に定める反対株主の買取請求があった場合には、この買取りの効力発生後であって、かつ、本株式交換に係るスター・マイカ・ホールディングスの普通株式の

割当ておよび交付がなされる直前の時点をいい、以下「基準時」といいます)において保有する自己株式を基準時において消却する予定です。上表の本株式交換により交付する新株式数は、当社が基準時において消却する自己株式の数が、2018 年8月 31 日現在の当社自己株式数 (56 株) と同数であることを前提として算出しておりますが、当社による自己株式の消却等の理由により今後修正される可能性があります。

### (注4) 単元未満株式の取扱い

本株式交換に伴い、スター・マイカ・ホールディングスの単元未満株式(スター・マイカ・ホールディングスは、本日、単元株制度を採用し、スター・マイカ・ホールディングス普通株式の単元株式数は、当社と同じ100株となります。)を保有することとなる当社の株主につきましては、会社法第192条第1項の規定に基づき、スター・マイカ・ホールディングスに対し、その保有する単元未満株式の買い取りを請求することができます。

### (4) 本株式交換に伴う新株予約権および新株予約権付社債に関する取扱い

当社が発行する以下の新株予約権については、当該新株予約権1個に対して、実質的に同一の条件となるスター・マイカ・ホールディングスの新株予約権1個を割当て交付いたします。

- ・2002年12月11日開催の臨時株主総会決議の新株予約権
- ・2010年2月26日開催の取締役会決議の新株予約権
- ・2011年6月30日開催の取締役会決議の新株予約権
- ・2012年4月13日開催の取締役会決議の新株予約権
- ・2013年4月11日開催の取締役会決議の新株予約権
- ・2014年3月31日開催の取締役会決議の新株予約権
- ・2015年1月15日開催の取締役会決議の新株予約権
- ・2018年1月22日開催の取締役会決議の新株予約権
- ・2018年8月30日開催の取締役会決議の2018年第1回新株予約権
- ・2018年8月30日開催の取締役会決議の2018年第2回新株予約権
- ・2018年8月30日開催の取締役会決議の2018年第3回新株予約権

当社の新株予約権者に割当て交付する新株予約権の概要は以下のとおりです。

① 新株予約権の目的である株式の数

新株予約権1個当たりの目的となる株式数はスター・マイカ・ホールディングス普通株式について、 以下の通りとする。

- ・2002年12月11日開催の臨時株主総会決議の新株予約権:200株
- ・2010年2月26日開催の取締役会決議の新株予約権:200株
- ・2011年6月30日開催の取締役会決議の新株予約権:200株
- ・2012 年 4 月 13 日開催の取締役会決議の新株予約権: 200 株
- ・2013年4月11日開催の取締役会決議の新株予約権:2株
- ・2014年3月31日開催の取締役会決議の新株予約権:2株
- ・2015年1月15日開催の取締役会決議の新株予約権:200株
- ・2018年1月22日開催の取締役会決議の新株予約権:100株
- ・2018年8月30日開催の取締役会決議の2018年第1回新株予約権:100株
- ・2018年8月30日開催の取締役会決議の2018年第2回新株予約権:100株
- ・2018年8月30日開催の取締役会決議の2018年第3回新株予約権:100株

### ② 新株予約権の行使時の払込金額

新株予約権を行使する際に払込をすべき金額はそれぞれ1株当たり以下の金額とする。

- ・2002年12月11日開催の臨時株主総会決議の新株予約権:250円
- ・2010年2月26日開催の取締役会決議の新株予約権:1円
- ・2011年6月30日開催の取締役会決議の新株予約権:1円
- ・2012年4月13日開催の取締役会決議の新株予約権:1円
- ・2013年4月11日開催の取締役会決議の新株予約権:1円
- ・2014年3月31日開催の取締役会決議の新株予約権:1円
- ・2015年1月15日開催の取締役会決議の新株予約権:561円
- ・2018年1月22日開催の取締役会決議の新株予約権:1,781円
- ・2018年8月30日開催の取締役会決議の2018年第1回新株予約権:2,342円
- ・2018 年8月30日開催の取締役会決議の2018年第2回新株予約権:2,800円(2,342円を下限行使価額とする行使価格修正条項付)
- ・2018 年8月30日開催の取締役会決議の2018年第3回新株予約権:3,800円(2,800円を下限行使価額とする行使価額修正条項付)

### ③ 新株予約権の行使期間

それぞれ以下の期間までとする。

- ・2002年12月11日開催の臨時株主総会決議の新株予約権:効力発生日(2019年6月1日を予定) から2022年12月31日
- ・2010年2月26日開催の取締役会決議の新株予約権:効力発生日(2019年6月1日を予定)から 2040年3月14日
- ・2011年6月30日開催の取締役会決議の新株予約権:効力発生日(2019年6月1日を予定)から 2041年7月14日
- ・2012年4月13日開催の取締役会決議の新株予約権:効力発生日(2019年6月1日を予定)から 2042年4月30日
- ・2013年4月11日開催の取締役会決議の新株予約権:効力発生日(2019年6月1日を予定)から 2043年4月30日
- ・2014年3月31日開催の取締役会決議の新株予約権:効力発生日(2019年6月1日を予定)から 2044年4月14日
- ・2015年1月15日開催の取締役会決議の新株予約権:効力発生日(2019年6月1日を予定)から 2021年1月29日
- ・2018年1月22日開催の取締役会決議の新株予約権:2023年3月1日から2026年2月8日
- ・2018 年8月30日開催の取締役会決議の2018年第1回新株予約権: 効力発生日(2019年6月1日を予定)から2021年9月17日
- ・2018 年8月30日開催の取締役会決議の2018年第2回新株予約権: 効力発生日(2019年6月1日を予定)から2021年9月17日
- ・2018 年8月30日開催の取締役会決議の2018年第3回新株予約権: 効力発生日(2019年6月1日を予定)から2021年9月17日

### 2. 本株式交換に係る割当ての内容の根拠等

### (1) 割当ての内容の根拠および理由

本株式交換比率については、その公正性・妥当性を確保するため、当社およびスター・マイカ・ホールディングスから独立した第三者機関に株式交換比率に関する助言を依頼することとし、当社のファイナンシャルアドバイザーである野村證券株式会社(以下「野村證券」といいます)に、両社の協議において参考とすべき株式交換比率に関する助言を依頼いたしました。

当社は、野村證券より、スター・マイカ・ホールディングスは、当社普通株式の保有・管理を事業内容とする非上場会社であり、本株式交換後にスター・マイカ・ホールディングスが保有する当社株式については売却する予定がなく、また、 財政状態に重大な影響を与えうる資産および負債を有していないことから、スター・マイカ・ホールディングス株式の価値は、同社の保有する当社株式価値とほぼ等しく当社株式の価値に連動すると考えられると助言を受けました。

1. (3) (注1)「スター・マイカ・ホールディングスにおける発行済株式数の変更」に記載のとおり、スター・マイカ・ホールディングスの発行済株式数は、スター・マイカ・ホールディングスが保有する当社株式数 (2,974,000 株) と同数の 2,974,000 株となる予定であるため、スター・マイカ・ホールディングスの 1 株当たり株式価値は当社株式 1 株当たりの株式価値と等しく計算されます。

### (2) 算定に関する事項

当社は、本株式交換契約の締結にあたり、前述の野村證券の助言を参考とした他、当社の一般株主保護および株主平等の観点その他株式交換比率に関する詳細について、重大な影響を及ぼす事象がないことを確認することを目的として、スター・マイカ・ホールディングスに対してデュー・デリジェンスを実施しております。当社は、かかるプロセスを踏まえ、スター・マイカ・ホールディングスと慎重に交渉・協議を重ねた結果、本株式交換比率は妥当であり、当社の株主の皆様の利益を損なうものではないと判断し、当社およびスター・マイカ・ホールディングスは、両社の取締役会において本株式交換比率に基づく本株式交換契約の締結を決議し、本日両社間にて本株式交換契約を締結いたしました。

### (3) ファイナンシャルアドバイザーとの関係

野村證券は、当社およびスター・マイカ・ホールディングスの関連当事者には該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

### (4) 上場廃止となる見込みおよびその事由

本株式交換により、その効力発生日 (2019年6月1日を予定)をもって、当社はスター・マイカ・ホールディングスの完全子会社となり、当社株式は2019年5月29日付で上場廃止(最終売買日は2019年5月28日)となる予定です。上場廃止後は、当社株式を株式会社東京証券取引所において取引することができなくなります。

しかしながら、スター・マイカ・ホールディングスは、本株式交換により、東京証券取引所市場第一部への新規上場申請手続を行い、スター・マイカ・ホールディングス株式は、いわゆるテクニカル上場(東京証券取引所有価証券上場規程第2条第73号、第208条)により、本株式交換の効力発生日である2019年6月1日に東京証券取引所市場第一部に上場する予定です。

当社株式が上場廃止となった後も、本株式交換により当社株主の皆様に割当て交付されるスター・マイカ・ホールディングス株式は東京証券取引所市場第一部に上場される予定であることから、本株式交換の効力発生日以後も金融商品取引所市場での取引が可能であり、当社の株主の皆様に対しては引き続き株式の流動性を提供できるものと考えております。

### (5) 公正性を担保するための措置

当社は、本株式交換比率の公正性・妥当性を確保するための手続の一環として、当社およびスター・マイカ・ホールディングスから独立したファイナンシャルアドバイザーである野村證券に、両社の協議において参考とすべき株式交換比率に関する助言を依頼いたしました。当社は、野村證券の助言を参考として、当社の一般株主保護および株主平等の観点その他本株式交換比率に関する詳細について、スター・マイカ・ホールディングスと慎重に交渉・協議を重ねた結果、本株式交換比率により本株式交換を行うことを、本日取締役会において決議いたしました。

また、当社は、法務アドバイザーとして佐藤総合法律事務所を選任し、同事務所より株式交換の手続および意思決定方法・過程等について助言を受けました。

### (6) 利益相反を回避するための措置

当社は、上記野村證券からの株式交換比率に関する助言および佐藤総合法律事務所からの法的助言等を踏まえ、当社の取締役会において、本株式交換に関する諸条件について慎重に検討いたしました。

その結果、本株式交換は、当社の企業価値の向上に寄与するものであるとともに、本株式交換の諸条件は妥当であると判断し、本株式交換契約を締結する旨を、取締役全員の一致で決議いたしました。また、かかる審議には監査等委員全員が参加し、いずれも、当社の取締役会が本株式交換契約を締結することに異議がない旨の意見を述べております。

なお、当社代表取締役である水永政志はスター・マイカ・ホールディングスの代表取締役を兼任しているため、利益相反回避の観点から、当社取締役会における持株会社への移行方法としてスター・マイカ・ホールディングスを完全親会社とする本株式交換を実施することについての審議および決議に参加しておらず、当社の立場でスター・マイカ・ホールディングスとの本株式交換についての協議および交渉にも参加しておりません。

# 3. 本株式交換の当事会社の概要(2018年11月1日現在。特記しているものを除く。)

	3. 本体式父操の当事会任の機要(2018年11月1日現任。特記しているものを除く。)						
		株式交換完全親会社	株式交換完全子会社				
(1)	名称	スター・マイカ・ホールディングス 株式会社	スター・マイカ株式会社				
(2)	所 在 地	東京都港区虎ノ門四丁目3番1号	東京都港区虎ノ門四丁目3番1号				
(3)	代表者の役職・ 氏 名	代表取締役社長 水永 政志	代表取締役社長 水永 政志				
(4)	事 業 内 容	有価証券の保有および運用	リノベマンション事業、インベストメ ント事業、アドバイザリー事業				
(5)	資 本 金	10,000 千円	3, 573, 038 千円				
(6)	設立年月日	1998年7月24日	2001年5月1日				
(7)	発 行 済 株 式 数	2,974,000株(株式分割後)	18, 228, 712 株				
(8)		11月30日	11月30日				
(9)	従 業 員 数	0名	168 名(連結)				
(10)	主要取引先	該当事項はありません。	該当事項はありません。				
(3.3)			三菱 UFJ 銀行、三井住友銀行、あおぞ				
(11)	主要取引銀行	UBS 銀行、三菱 UFJ 銀行	ら銀行、みずほ銀行、りそな銀行				
(12)	大株主および持株 比 率 (2018年5月31日現在)	水永 政志 100.00%	スター・マイカ・ホールディングス 株式会社(旧株式会社オフィス扇) 16.3% 日本トラスティ・サービス信託銀行株 式会社(信託口) 11.1% 水永 政志 10.1% 田口 弘 9.9% 日本マスタートラスト信託銀行株式会 社(信託口) 6.8% MSIP CLIENT SECURITIES(常任代理 人:モルガン・スタンレーMUFG 証券株 式会社) 2.2% 資産管理サービス信託銀行株式会社 (証券投資信託口) 2.2% BBH/SUMITOMO MITSUI TRUST (UK) LIMITED FOR SMT TRUSTEES(IRELAND) LIMITED FOR JAPAN SMALL CAP FUND CLT AC(常任代理人:株式会社三井住 友銀行) 1.8% KIA FUND 136(常任代理人:シティバンク、エヌ・エイ東京支店) 1.5% NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE NORTHERN TRUST (GUERNSEY) LIMITED RE GGDP RE:AIF CLIENTS 15.315 PERCENT NON TREATY ACCOUNT (常任代理人:香港上海銀行東京支店) 1.3%				

(13)	当事	会社	間の	関係							
	資 本 関 係				スター・マイ	'カ・ホールテ	「ィングスは当	社の普通株式	2,974,000 株	(発行済株	
					式総数の 16.3%) を保有しております。						
					当社の代表取締役である水永政志がスター・マイカ・ホールディングスの代表						
					取締役を兼務しております。						
		<i>LL</i>	нн	H	なお、本株式交換契約締結後、本日付で、当社の取締役2名がスター・マイ						
	人	的	関	係	カ・ホールディングスの取締役に、当社の従業員1名がスター・マイカ・ホー						
					ルディングス	ルディングスの監査役に就任しております。また、今後、当社の従業員がス					
					ター・マイス	フ・ホールディ	ングスに出向	することを予	定しておりま	す。	
					該当事項はあ	りません。					
	取	引	関	係	なお、今後、	当社はスター	-・マイカ・ホ	ールディング	スに経営戦略	• 経営管理	
					等に関するコ	コンサルティン	グ業務を委託	することを予	定しておりま	す。	
					スター・マイ	'カ・ホールテ	゛ィングスは、	当社の発行済	株式総数の 16	. 3%の株式を	
					保有しており	、当社の主要	株主に該当し	ます。また、	スター・マイ	カ・ホール	
	関連	当事	事者.	<u>へ</u> の	ディングスに	は、当社の代表	取締役である	水永政志が総	株主の議決権の	の過半数を	
	該	当	状	況	所有していま	きす。					
					したがいまし	したがいまして、スター・マイカ・ホールディングスは当社の関連当事者に該					
					当します。						
(14)	最近	3年	間の網	径営成	漬および財政状態						
					スター・マ	イカ・ホール	ディングス	スター・	マイカ株式会社	ト (連結)	
	決第	魽			株	式会社(単体)	)		· 1 /2 /NZ/Z/ [-		
	DYA	L-791			2016年	2017年	2018年	2015年	2016年	2017年	
					4月期	4月期	4月期	11 月期	11 月期	11 月期	
純		資		産	1, 640, 385	2, 276, 194	4, 789, 940	12, 554, 272	13, 906, 269	15, 510, 492	
総		資		産	2, 758, 224	3, 714, 811	7, 509, 756	48, 802, 817	51, 651, 646	54, 683, 807	
1株当たり純資産(円)			82, 019. 29	113, 809. 73	239, 497. 04	690.43	764. 63	853. 22			
売		上		高	43, 413	68, 862	134, 984	19, 333, 365	20, 973, 884	23, 075, 197	
営	業	拜	<del>[</del> ]	益	13, 552	44, 882	115, 982	2, 465, 220	3, 258, 674	3, 575, 167	
経	常	拜	<del>[</del> ]	益	12, 941	44, 539	115, 995	1, 797, 119	2, 581, 333	2, 982, 310	
当	期	純	利	益	26, 372	44, 469	100, 921	1, 114, 275	1, 678, 356	2, 068, 836	
1株計	1株当たり当期純利益(円)		1, 318. 64	2, 223. 49	5, 046. 06	61.62	92. 72	114. 23			
1 株	1株当たり配当金(円)			_	_	_	14. 50	23. 00	29. 00		

(単位:千円。特記しているものを除く。)

- (注1) 当社は、2017 年 10 月 1 日付で普通株式 1 株につき 2 株の株式分割を行いましたが、2015 年 11 月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1 株当たり純資産額、1 株当たり当期純利益金額および 1 株当たり配当金を算定しております。
- (注2) 1. (3) (注1) 「スター・マイカ・ホールディングスにおける発行済株式数の変更」に記載のとおり、スター・マイカ・ホールディングスの発行済株式総数は、2018 年 11 月 16 日を効力発生日として、2,974,000 株に変更される予定です。
- (注3) スター・マイカ・ホールディングスは進行期より、決算期を 11 月 30 日に変更しております。

(注4) 2018 年1月 29 日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、三菱UF J信託銀行株式会社およびその共同保有者である三菱UF J国際投信株式会社が2018 年1月 22 日現在でそれぞれ以下の株式を保有している旨が記載されているものの、当社としては2018 年5月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記の大株主の状況には含めておりません。

氏名または名称	住所	保有株券の 数 (株)	株券等保有 割合(%)
三菱UF J信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	649, 100	3. 4
三菱UFJ国際投信株式会社	東京都千代田区有楽町一丁目 12番1号	121, 800	0.6
計		770, 900	4. 0

(注5) スター・マイカ・ホールディングスは非上場会社で、かつ会社法上の大会社に該当しないため、上表「(14) 最近3年間の経営成績および財政状態」に記載の財務数値は公認会計士または監査法人による監査を受けたものではありません。本株式交換後のテクニカル上場に向け監査法人による監査を実施いたしますので、今後変更になる可能性があります。なお、スター・マイカ・ホールディングスは、保有する当社普通株式がその総資産の殆どとなります。

### 4. 本株式交換後の状況

				株式交換完全親会社
(1)	名		称	スター・マイカ・ホールディングス株式会社
(2)	所	在	地	東京都港区虎ノ門四丁目3番1号
(3)	代表	者の役職・	氏名	代表取締役社長 水永 政志
(4)	事	業内	容	グループの経営戦略・経営管理等の提供
(5)	資	本	金	100 百万円
(6)	決	算	期	11月30日
(7)	純	資	産	現時点では確定しておりません。
(8)	総	資	産	現時点では確定しておりません。

<sup>(</sup>注)本株式交換後のスター・マイカ・ホールディングスの大株主および持株比率について、代表取締役である水永政志が筆頭株主(持株比率:約26%)となる予定です。

### 5. 会計処理の概要

本株式交換は、企業結合に関する会計基準における逆取得の会計処理を適用する見込みです。本株式交換により発生するのれん(または負ののれん)の金額に関しては、現段階では未定です。

### 6. 今後の見通し

本株式交換の効力発生は 2019 年6月1日を予定しているため、本株式交換が当社の当期業績に与える影響は軽微なものと見込んでおります。

### Ⅲ 本吸収分割について

### 1. 本吸収分割の要旨

## (1) 本吸収分割の日程

取締役会決議日(両社)	2018年11月1日 (木)
会社分割契約書締結日 (両社)	2018年11月1日 (木)
臨 時 株 主 総 会 決 議 日 (スター・マイカ・ホールディングス)	2019年2月26日 (火) (予定)
定時株主総会決議日(当社)	2019年2月26日 (火) (予定)
会社分割実施予定日(効力発生日)	2019年6月1日 (土) (予定)

### (2) 本吸収分割の方式

本株式交換の効力発生を条件として、当社を吸収分割会社とし、スター・マイカ・ホールディングスを吸収分割承継会社とする吸収分割です。本吸収分割は、スター・マイカ・ホールディングスおよび当社の双方ともに、2019年2月26日に開催予定の株主総会の決議により、本吸収分割契約の承認を受けた上で行う予定です。

## (3) 本吸収分割に係る割当ての内容

本吸収分割は、無対価吸収分割を予定しておりますので、分割の対価として吸収分割承継会社であるスター・マイカ・ホールディングスは株式の割当てやその他金銭等の交付を行いません。

- (4) 本吸収分割に伴う新株予約権および新株予約権付社債に関する取扱い 該当事項はありません。
- (5) 本吸収分割により増減する資本金 該当事項はありません。

### (6) 承継会社が承継する権利義務

スター・マイカ・ホールディングスは、本吸収分割の効力発生日において、本吸収分割契約に定める当 社の資産および負債並びにこれに付随する契約上の地位その他権利義務を承継いたします。

### (7) 債務履行の見込み

本吸収分割において、効力発生日以降の当社およびスター・マイカ・ホールディングスが負担すべき債務について、履行の見込みに問題はないと判断しております。

## 2. 本吸収分割の当事会社の概要

「Ⅱ 3. 本株式交換の当事会社の概要」をご参照ください。

## 3. 本吸収分割の対象となる事業の概要

(1) 分割する事業の内容

本吸収分割は、当社子会社の株式を含むグループ全体の管理事業を分割いたします。

## (2) 分割する事業の経営成績

収益事業は行っておりません。

## (3) 分割する資産、負債の項目および帳簿価格(2017年11月30日現在)

資産		負債		
項目	帳簿価格	項目	帳簿価格	
流動資産	50,000 千円	流動負債	_	
固定資産	220,000 千円	固定負債	_	
合計	270,000 千円	合計	_	

(注) なお、実際に承継させる資産の金額は、上記金額に効力発生日までの増減が反映されたものとなります。

### 4. 本吸収分割後の状況

本吸収分割に際して、吸収分割会社である当社および吸収分割承継会社であるスター・マイカ・ホールディングスの商号、事業内容、本店所在地、代表者、資本金、決算期の変更はありません。なお、当社子会社は、2019年6月1日において、スター・マイカ・ホールディングスの完全子会社となります。

# 5. 今後の見通し

本吸収分割は、当社および当社の完全親会社を当事者とするものであり、連結業績に与える影響は軽微なものと見込んでおります。

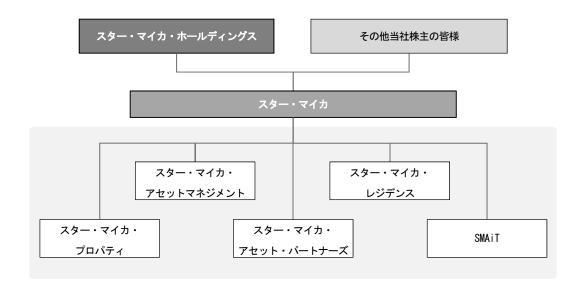
以 上

(参考) 当期業績予想 (2018年9月20日公表分) および前期実績

	売上高	営業利益	経常利益	親会社株主に帰属 する当期純利益
当期業績予想 (2018 年 11 月期)	30, 007	3, 928	3, 345	2, 250
前期実績 (2017年11月期)	23, 075	3, 575	2, 982	2, 068

(単位:百万円)

# 【現状】



# 【本株式交換および本吸収分割後】

